

議題1 国民健康保険事業財政の健全化について

事務局から本日の議題の国民健康保険事業財政の健全化についての説明。

<主な質疑項目>

- (委員) 1ページ目のところにある納付金額、標準保険料率についてというところであるが、この提示されている保険料率は仮算定であるということか。正式には平成30年1月を目途に提示されるものが本算定になるということで、2ページ目のところに表になっているが、その比較になっているのはあくまでもそこに書かれている仮算定ということで、最終的に本算定が決定するのは、平成30年度の後半なのか。平成31年の1月なのか。それを確認したい。
- (事務局) 来年1月に決まることになっております。ただ、1月に決まりました段階では、私どもの当初予算等に間に合いませんので、今回仮算定の段階で一定の考え方は整理していきたいということで提示させていただいております。
- (委員) わかりました。
正式な仮算定が本算定として出てくるのは、平成30年の1月だというふうに理解していいのか。
- (事務局) はい。そうです。
- (委員) もう1点質問します。11ページのところの新しい国保における都道府県と市町村の役割というところの中で、過去にも議論があったが、市町村の役割の中で2番目、資格の管理、保険証などの発行というところに絡んでいると思うが、今、宝塚市の場合は、市民の方全員に対して、保険証を発行していると思うが、それは今後も継続するつもりなのか、その点わかっていたら教えてほしい。
- (事務局) もちろん、法令では、資格証明書という取り扱いが定められております。本市に関しましては、滞納されている方に関して、納付の相談がないとか、放置されている方につきましては、まず短期被保険者証の取り扱いをさせていただいております。資格証明書に関しましては、法令に規定はございますけれども、今のところは発行しない方針となっております。
- (会長) 質問された趣旨は今までも県から指導されてきた訳です。毎年、宝塚市で資格証明書ですか、それを、そういう扱いをやめてくださってというふうに指導されていた訳ですね。県へ移管することになりますが、そういう指導を市はされてきたけど残りますかっていう質問だと思う。
- (事務局) 先日も県の方とお話させていただきました。確かに資格証明書が出ていないというところについては、ご指摘はいただいているところです。今回の保険証の更新に関しましては、一定以上の所得のある方に関しましては、まず窓口交付で対応をさせていただくということで、ご通知をさせていただきました。ただ今回、送付した方については納付がすぐにあったということが、確認できましたので、結局保険証を送付したという結果になっております。今後も、一定所得のある方等につきまして、滞納が続くような場合は、そういった取り扱いも、やっていこうということは、考えております。
- (委員) 今の交付方法の対応は結構かと思うのですが、保険税が払えるのに、保険税を払わないということで本来なら保険証を発行できないという人は、徹底的にやらないといけないと思うのだが。これはお金が掛かってもやっぱり調査して、そういう人には払ってくださってということには必ずやらないといけないと思う。その一方で、それが強くなると、やはり本当に困って、医療も受けにくくなっている人に対して、やっぱり心理的なものがすごく大きいと思う。保険税を払っていない人は、これはやはり徹底的にやっぱり対応して、強く対処すべきだというふうに思う。
- (会長) はい。ありがとうございます。
- (委員) 財政面についてですが、標準保険料率の所得割率・均等割額・平等割額については、あくまでも下回っている上に現行、自分たちがやってきた内容でやっていくと言ったと思う。

その中で、じゃその結果得るであろう金額、それも保険税として6ページの国民健康保険財政収支予測金額のシミュレーションを書いたものと。今後、広域化に伴い兵庫県の方で運営協議会を開いているということなので、そういった考えが出てくると思うのだが、今後もし仮に、下回っているような状況が続くような場合、県に合わせるということは当然見込みで考えている金額が下がってしまう。そういったようなリスクがあると思う。そういったことを踏まえた上で市自体ではどのように考えているのか一点聞きたいので説明してほしい。

二点目については、現時点では法定内繰入、法定外繰入が7ページに明記されているように、それぞれ市独自で実質収支会計額補填のための法定外は0円だと明記していると思うのだが、もし仮に保険税においては、県と同じようにしてしまった場合であれば、それを法定外とか、保険税の減免分や福祉医療波及分になってくると思う。法定外繰入をもし仮に、0ではなく何らかのプラスになってしまう、若しくは国の支援とかもあったりして抑えられている、そういったような要因として考えられるのは他にどういった要因があるのか。法定外が発生してしまう場合、発生してはならない場合などの、その想定を教えてください。

(事務局) まず1点目でございます。今回、標準保険料率がどの部分もマイナス、下回っているという状況でございます。やはりこれは改正を考えるときに、一部でもこれは上回っているとかであれば少しそういう分析もしながら、やっていく必要があるかと思うのですが、今、下回っている状況では、よっぽど財政的なもの、何か要因がない限りは、なかなか引き上げることはできないのかなというふうには考えております。

しかしながら、この標準保険料率は兵庫県が試算したもので、例えば想定されている被保険者数であるとか収納率の設定の部分というのは、本市の感覚と若干ずれがあるかなと考えております。そのまま仮にあてはめたときに、財源不足になるような状況になります。このままこの率を入れてしまったら、ご質問のように法定外繰入を必ず入れなければ標準保険料率で賦課することはできない形になっておりますけれども、まず今後は私どもとしては、1,700億円の国の支援とかもあったりして抑えられているというふうには考えておりますので、今後はおそらく変わっていくものであるというふうな理解をしておりますので、現行の保険税率を、まず維持して、今後の動向を見ていきたいと考えております。

2点目の法定外繰入のご質問でございますが、確かにこれまでは単年度赤字でさらに10億円以上の累積赤字があったということです。そのために7ページで、例えばこの中に、福祉医療波及分に対する負担であるとか、2番の④の保険税の減免の部分とか、その他、国で補填すべき、32%まで補填されない部分の内容を市の方で入れているということで、これまでやってまいりました。ただ今回、現行の税率をあてはめて計算したところ、何とかその法定外繰入を当初の段階では入れずに予算編成できそうだとするところだけは現時点ではわかっておりますので、一旦その部分は整理をさせていただき予定を考えております。

しかしながら、保険税の減免分であるとか、福祉医療の波及分というような独自施策という部分は、何らかそういった要素も国の方も考慮する部分というような考え方も若干出てきておりますので、そのあたりは、今後本市の方で法定外繰入を必要とする場合の条件付けというものを、また皆さんのご意見をお受けしながら、確認をして決めていきたいと考えております。

(委員) 今の説明は、12ページの留意事項の5番ですか。5番に条例減免等にかかる費用への対応ということで、既に想定されてきたと思うんです。ただ、市の考え方、市がこの留意事項の中で、保険税を考えていくのかということになる部分であるゆえに、本当に議論が必要な印象を受けました。

(会長) 宝塚市で行っている保険税の減免のあり方をこれから続けていくんですかっていうことですか。

(事務局) もちろん取り扱いに関しましては、広域化が始まるから、減免をやめますということとはまずないと思います。ただ、今まではその減免した費用というのは市の要するに加入者の方以外の方のその税金にあたるもので賄っている仕組みになっております。これは本当にどういうご議論があるかということからは一般会計の使い方の非常に難しい説明になってきます。

片や、やはり保険税の減免での被保険者への考慮であるとかいうことは、現状のところは国の方も、一定市町村でもその取り扱いを急にやめることは避けてほしいという旨の説明もありますので、今後、兵庫県の運営方針の内容を見ながら、どういう財源措置等を行うかというこ

とは議論をいただきたいかと思っております。

- (委員) 納付金額と標準保険料率、これの決め方はある程度、方程式といいますか、計算方式は決まっているのか。
- (事務局) この納付金額と保険税率について、資料としてはお付けはしていませんが、まず納付金額というのは、全体の県内の保険給付費を全て寄せまして、その中でいろんな必要な経費等として、その中には今回、国からの補填部分もあり、それを所得係数等でそれぞれの自治体の内容、それから医療費指数、医療費がかかっているような場合は、そういう場合の指数をあてるんですが、宝塚市の場合は、医療費水準が少し低くなっておりますので、そういった部分が作用しているかと思ひまして、納付金額というのは一旦、兵庫県から示された金額です。それに基づき我々は数字を毎回出しておりまして、それを踏まえて兵庫県が計算をして、保険税で集めるのが基本になっていきますので、どれだけ保険税を掛けたら計算するかというのを割り戻して計算する。その中に、兵庫県が見ている、平成30年度の被保険者の推計であるとか、所得の推計というのを踏まえて、今の賦課割合、50%、35%、15%というそれぞれの割合を割って出したものが今回の標準保険料率で掛けたら賄えるだろうというのが兵庫県の設定となります。私どもの方で、若干考えていますものと少し考え方は若干ずれているかもしれませんが、兵庫県が持っている情報の中で割った内容ということで出しています。過去3年間の例えば収納実績を見られて、収納率を見たり、それから医療費も過去3年分を見て、算出しているというふうには聞いております。
- (委員) するとここ数年間の状況を見て、今の数字が出てきているということは、おそらく今、予想としては、今の差額とかそういうのが下がって出てくる、そういうのが下がっている。そういうことがまた来年も出てくるのが予想される。急にポンと上がることはまずあり得ないということか。
- (事務局) これに関しましては、毎年度納付金を見直すということです。例えば保険給付費、まずこれは1月に、納付金というのが確定しましたら、その年度の部分は途中で補正をしないというルールになっておりますので、一旦はそれでいくのですが、勿論その間に医療費給付等が高騰しますとかいうような原因があつて、足りない場合が生じた場合は、それは来年度の保険料にどうしても納付金に転嫁しますので、その段階で割っていったら、結局は宝塚市これだけ要りますというような形は、それぞれの自治体の状況を見て出てくるかと思ひます。当然医療費水準も、年々その医療費の動向を見ながら、これが仮に宝塚市が高めになった場合は、そういった部分を反映して納付金も上がるというような傾向になることも考えられます。これは毎年度の要因というようなことですので、せつかく国からそういった返還金等の形を盛り込まれている自治体は、今回上がつたりしてつような傾向もあり、毎年度、医療費の動向というのが最後ははね返ってくるというふうに考えております。
- (委員) 2ページの表の中で、-2%の所得割率というのは余りにも大きいんじゃないかと思う。均等割額、平等割額については、47,566円とか、30,629円とか入っていればそういうふうであろう金額が6,000円ぐらいの差があるが、割合で2%。じゃ、今のお話で察する限りでは何が原因なのか。県が入手しているデータと本市がもっている本来のデータに変わりがあるって問題であれば、このデータを使ってくださいという話ですむ問題だと思うんですが、それだけで2%の乖離が生じるのか正直理解に苦しみます。もし何か理由があれば教えてほしい。
- (事務局) そうですね。非常に難しいお話ですが、本市のもともとの計算の仕方といいますのは、できるだけ今、賦課されている世帯情報とか個人情報細かい部分のデータを蓄積したものをういて試算しているということで、割と緻密な形で計算をしていると考えています。
- (会長) 何の計算ですか。
- (事務局) 国民健康保険での計算をする場合では税率の見込みを、本市で考えるときは、そういったものを見るんですが、兵庫県の方はやはり国保連の方に出てるような所得の数字であるとか、各交付金申請で出てるような所得の状況とかを見て、全体の所得の内容を見て計算をしているというように聞いています。本市だけじゃなく他市も同様で、隣の川西市の方もどうもこの所得のデータに甚だ疑問をもっている聞いています。
- (会長) 所得のデータでなくて、標準保険料率。

- (事務局) それを求めるための所得のとらえ方が違うんじゃないかなっていうことを各市は疑問をもっているところがあるんです。
- (会長) 心配していることがこれからのことになるんですけども、私たちはこれまで来年度の給付費を推定して、給付、支出がどれだけいるかっていうことを計算して、それで保険料を決めてきたんです。こういうふうに来ていきますって県が決め、それに応じて、私たちは合わせていくような財政運営になってる訳です。そういう協議になる訳です。ということを考えたら、これだけ差があるのは下げましょうということすら意味しているような印象を受けるんです。だから今年はとても信用できない。心配なので、まあそこまでしないでいいと思いますけれども、だんだんこれが、こういう状況が続くようでしたら、信頼できるようだったら標準保険料率に合わせてよいことになる。これ1%って大きいですよ。その法定外の繰入、11億4,000万円が全然浮く訳でしょう。270億円とか60億円の予算の中で。しかもそれは270億円とか60億円とか共同事業のところが入ってますからね。それを除いたらもっと低くなる訳です。それだけの大きな余裕ができてしまう訳です。だから本当に今後、運営協議会としてどういうふうに協議していったらいいかっていうことを、考えさせられる状況です。
- もし今後こういうことが続くようでしたら、これを見ながら私たちは、じゃあ、10%、10%でやりましょう。よくいうと切り替えていかないといけないのかなと思います。
- (委員) 今、会長の説明のような状況だとそのとおりだと思うんです。今までの経緯からしまして、ずっと前から、単年度の収支を給付費と収入を合わせるという形で余剰を出すという形じゃないし、当然赤字もよくないということで、単年度で収支をとんとんという形を促して保険料率を予算で議論して決めてきた訳ですね。その中において、今年度の第1回のときにも私も繰入額の決算概略が出ておりますから、もし余裕がどうも出そうな感じだからそれであれば今までの過去の2分の1ルールっていうのを適用しているから、その部分の運営を保険税の引き下げに反映する範囲内において、保険料率を下げることも必要なんではないか。できればそうしてほしいということをお考え願いたいということで申し上げていたと思うんです。
- ただ、今回それをあえて冒頭に申し上げなかったのは今回ご説明いただいたので、保険料率が、今回仮算定でやって、その算定の方法についても少し我々が過去にやってきた収支を合わせるという形は少し県全体として見ていますからずれていたりするので、今年の差については、余裕が仮に出るような数字であっても、これ来年、確定した段階において算定という形になって、そしてそれでそれ以降についても大体それを大きく変えることは余りないでしょうから、今後は、その段階においてやはり収支を合わせるという形での減額は是非、進めるべきではないかなと、上がるときには上げたらいいいと思いますから、単年度の形でもいいですよ。ただ今年、あえて来年度についても申し上げないのは、上げるべき、下げる必要があるかもしれないけど、保険税については他へ流用することはないはずですから。宝塚市としてここでプラスになっていけば、来年上げないといけないというような状況が出てきても、そこで収支を合わせるという訳ですから、その段階でやはり下げる必要があれば下げる。そして是非下げてほしい。それで余裕があればですね。しかし、出ない可能性もあり得るから。過去ずっと今まで収支を合わせるのに大変苦労してきた訳ですから、これ突然、そういうふうになるっていうのは何らかの外部要因が働いているという可能性が強いと思いますので、1年はちょっと見てみた方がいいんじゃないかなというふうに思う。来年度については本来このパーセンテージとしては大きいですが、仮算定からいくと、やはり、現行は据え置いてやむを得ないか、下げるべきだとかと思いますが、そして会長もおっしゃられたように、本算定がきて、来年度もそんなに大きく変わってないという形になれば、再来年度は、そのときにはやはり実態に合わせるという形での保険税の減額、あるいは場合によったら増えるかもしれないですけど、そういうようなことは是非対応してほしい。その対応はきちんとしていただきたいというふうに思います。
- (会長) ちょっと関連してですが、今回は諮問しないということですね。だけど、上げないでよろしいですかっていう諮問はやっぱりすべきではないか。この運営協議会の運営の仕方として、どうなってるんですか。そこは、去年と一緒だから新たに諮問しなくていい考え方ですか。
- (事務局) 今回仕組みががらっと変わります。例年、税率改定のときに諮問していたのも、1回目は10月とか11月とか、やっぱり期間が、新年度の予算を組むまでに、少し期間があるので、諮問して答申まで何回か開催をして議論していただきましょうということなんですが、今回も1

1月の20日ということで仮算定の数字が出たのがもうこの時期です。で、実際に県の運営方針も今日、県は運協を開催していますが、まだそれもきちっとしたものが示されていないことで、その仮算定の数字もどういう仕組みか、何が作用しているのかもなかなか説明もできない中で、諮問して、この短い期間に答申を受けるといのがなかなか今年度は、できにくい状況があったということで、今回、諮問はさせていただいておりません。

ただ、去年の、答申の中でも新たな健全化プランというのを、県の仕組みはがらっと変わった後に、新たな健全化プランも検討すべきではないかという答申もいただいておりますので、来年度以降につきましては、税率の改定が、もし必要がなくても、そのあり方というのは、この運営協議会の中で、議論はいただきたいというふうに思っております、今年度はそこまでは期間もないということで、据え置いたというような状況でございます。

(会長) いや、納得はしない。

(委員) まあ期間的な問題やルールが非常に変わったこと。仕組みが、ということなんです、やはり運営協議会で議論。

(会長) 要するに手続として挙げない、このままでいくようにしてよろしいですかというふうに聞くべきですよ。それでも時間が短いから、十分議論ができないかもしれないけど。それは私たちの方の責任で認めますとかいうことをしなくちゃいけないと基本的には思いますが。

(委員) 今年の現行の保険税率を来年度もセッティングするという形の、主体という形の諮問がやっぱり必要なんじゃないですか。期間が短かったら協議会も短い訳ですか。これも問題だらけですから、議論も不十分。それで皆さんの同意を得るとい形のプロセスはやはり今もやっぱりあった方がいいんじゃないでしょうか。会長おっしゃいましたけれども。現行どおりでいかがかどうかという話なんですよ。

(会長) 今後よろしくお願いします。

(委員) 法定外繰入の方を確認しますが、福祉医療の波及分については、これはまた財源としては一般の方になるのか。

(会長) 法定外繰入が今年0円になってるが、それはどういうふうになるのか。

(事務局) 現状としましては、国民健康保険の方であげております。確かに他市でも取り扱いで、廃止されているところもあります、今回は、あくまでも収支の中で、こういった計算になっておりますので、ここの部分は、国保会計の中でもう消化するという形には一旦になってしまうかと思えます。

(委員) 中ですということなのか。

(会長) 今までの保険税を徴収すると、保険税でこれも全部賄うことになったので、一般会計からは繰入しませんということ。

金額0円とあるが、払われなくなったという意味ではない。

(委員) 審査とかは宝塚市としてするものなのか。そういう手続は一緒なのか。

(事務局) 手続とか中身に関しましては、一緒です。あくまでもお金のお話ということで、運用に関しまして国保の方の会計で消化するというような仕組みになっております。

(事務局) 6ページの収支の表がありますので、そこの中で賄えるということになります。

(委員) その他のところも全部国保会計関連で賄うのか。

(会長) 関連して、28年度は4,100万円なのか。黒字になって、1,100万円なのか。今、宝塚市の基金はどのぐらいあるのか。

(事務局) 約30万円。

(会長) 30万円ですか。

(事務局) 約30万円です。

(会長) 29年度は8,100万円の黒字になる予定ですが、基金は幾ら入れられるんですか。

(委員) 10分の1。

(会長) 2分の1でしたよね。

(事務局) 財政当局とも話をしているんですが、7ページの中で、平成29年度予算では単年度収支の赤字補填分ということで、3億2,600万円が法定外繰入の中に入って入っておりますので、例えば黒字で8,100万円になったとしたときには、この単年収支補填分を減にして8,100万円分、これで収支均衡を合わせるというような、そういうことで考えております。

(会 長) そしたら黒字にならないということか。

(事 務 局) ならないということです。

(会 長) ならないような形。

(事 務 局) ならないような形です。

(会 長) 形じゃおかしいのではないか。

(事 務 局) 最終的にはということですから、保険給付費がまた増えて、どんどんこう上がっていくということもありますので、今の段階では8, 100万円が黒字になるだろうということです。

(会 長) 関連してというか。平成30年度についてはそれだけ財政的にクリアできるんで、少し基金を強化するような、何ていうか、負担が長期に亘って安定するように、基金に積み立てるような予算を組むことはできないのか。

(事 務 局) 財政当局です。おっしゃってる意味はよく我々も理解しております。ただ、その法定外繰入の割合も従前からかなり高い割合できてるという経過もあります。それとともに、一般会計からの方もなかなか財政状況、非常に厳しい状態がここ数年続いておりますので、そのバランスを一定見る中で、当然国保会計についても今後この標準税率もどうかわるかというのは全く不透明な部分がありますので、そのあたりもやっぱり見極めていきたいというところもあります。我々としてもやっぱり国保財政の安定化というのは望んでおりますので、その辺で一般会計側の財政状況と両方のバランスを見ながらそこは決めていきたいなというふうには思っております。

(会 長) っていうことは積立金を。

(事 務 局) はい。そこが例えば国保の方の財調に積めるのであれば積む方が適切なのか。あるいは一般会計側の財政調整基金の方で一定の手当でも考慮しながら、こちらである程度積んでいくのかっていうところも選択肢の一つになるかなと思いますので、その辺は国保側ともじっくり話しながら考えていきたいなというふうには思っております。

(会 長) 財政としては、11億円も余分に払わなくてははいけない。ほっとしてというか、喜んでおられるかもしれませんけれども。どういう状況になるかわからないんで、このところは何か対策をとっていただければと思います。

(委 員) 6ページのところの平成29年度の見込みの実質収支の8, 100万円ですね。これが法定外繰入の累積赤字解消分、累積の繰入している分、法定外繰入ですか。その分を戻すということですが、これはやっぱりおかしいと思う。やはりこの8, 100万円というのはできれば基金の中に入れておくのが筋じゃないですか。

先ほども申し上げたので、今年はこれ本来ならば保険税率を下げる必要が本来はあるかというふうに見られる訳です。今ルールが変わっているような状況でもあるし、先ほど申し上げましたように、そういうところにおいて、仮に保険税の徴収が収支としてプラスになった場合に、残った場合、その場合にでもこれは流用することはないから、保険給付のための資金として来年度以降また調整するという形があるから、今年はこれでよろしいんじゃないですかというように申し上げたと思うんですけども。それプラスになったからね、その分は一般会計に戻しますよということであればね、やっぱりこれは流用と同じですね。やっぱりこれは基金の中に残すべきで、もしそれがどうしてもできないと言ったら、それはみんなで議論すべきだと思いますね。基本的には基金の中に、仮にプラスになって最終的にあれるのであれば、これは基金として繰り入れてほしい。ちょうど前年度の2, 100万円ですか。と同じような形。これを全部戻すような、8, 100万円であれば8, 100万円を基金の中へ入れておく。そうしたらこれはまたちゃんといざというときの保険税の対応に向けられる訳ですから。やっぱりこれは目的税的な形で、そういう形の方法をきちっとしていただきたいです。

(委 員) 今、財政調整基金の積み上げの話だと思うんですね。最初だったら標準保険税率分10%、それでまあ財政調整基金もある程度一定基準だと思うんです。で、今の話では、もう一回財政調整基金を積むのか、それとも一般会計に戻して、財政調整基金を積むのかっていう話になった場合に、それに、会計上の話をちょっと張りかえてしまったのが、平成30年度の歳出の中にもし一般会計に財政調整基金でもオーケーというのであれば、どういう規定の中にその金額が入ってくるんですか。国の財政面その会計上操作にしても教えてほしい。

(事 務 局) 先ほど申し上げたのは、例えば最初の方から、まあ要は法定外繰入、11億円程、一般会計

側は支出する必要がなくなりますよね。ということは、その分については一定今後のことを見込みも立たない中で、どこかでそこを将来に備えた形で置いておく必要があるんじゃないでしょうかというお話だったかと思うのです。

(会長) 8, 100万円についても言いましたけれども。

(事務局) まず、11億円の話を先にさせていただこうと思っています。で、そういったところから言いますと、この歳入の最初の中には、その11億円というのは平成30年度の段階では一切出てきてない状態になりますので、ですからその選択肢としては両方あり得るのかなど。考え方としてそういうのがあり得るのかなというので先ほど申し上げたのが私の真意です。

それと、先ほど岩崎委員もおっしゃっていた8, 100万円の部分なんですけれども、そこは一応我々の方も内部では一度一定検討してはいこうというふうには思っておりますけれども、平成29年度につきましては、まだ広域化の前の段階というところもありますので。ある意味今までのルールの中でちょっとどう判断していくのかっていう部分になるかなというふうに出る時点では考えております。

平成29年度については平成30年度から広域化というのがあるんですけれども、平成29年度までのルールとしては一定単年度の収支が赤字であれば翌年度、まあ税率改定前提に半分見ましょうというルールがあったかと思うんです。ただ、平成30年度から広域化ということですので、その部分が今までのルールどおりっていうのがなかなかいきませんので、その辺は少しまた検討の必要があるのかなというふうには思っております。

そういった意味からいきますと、翌年度の税率改定っていうのは多分ありませんので、そういった中で、一般会計がまず全額一旦支出してしまうと、それで仮に全額出した上で黒字が出た状態、これがそのままいいのかというところは少し議論がいるかなと思います。

それと、平成29年度の決算においても若干黒字がやっぱり出ています。このことについては、やはり一般会計側のほうは繰出をしております。その部分については、実は決算の段階で監査の方から、そこについてはちょっと懸念を感じますというような懸念を示された経過もありますので、そのあたりは一定我々も慎重に考えていきたいなというふうには思っておりますので、今後、議論はしていきたいというふうには考えております。

(会長) 是非よろしく。

(委員) もう1点ですが、8ページの特別会計の財政の流れの中で、歳出額の国民健康保険事業費の納付金これを保険税と保険給付費等交付金で賄っていき、そういったような話が最初、冒頭にあったと思うんですね。で、その中で国民健康保険事業費納付金っていうのは、都道府県、県からの示された計算方法、これ9ページの方に、その他で国民健康保険事業費納付金の計算の仕方ということで書いてあると思うんですけれども、これは県が示した計算方法で出された金額、なおかつ保険税もある意味、県が示した金額じゃないですか。で、残りの差分で保険給付費等交付金、これも一定、特別交付金ですので、そこまでこちらの市の方でつくれるような金額ではないと思うんですね。そう考えた場合に本当になるような計算なんですか。

(事務局) 納付金の額、収支だけのお話だけで申し上げますと、例えば6ページの歳出の国保事業費納付金というところで、63億9,300万円という金額があるんですが、これに見合う歳入がどれかといいましたら、1番の保険税と、4番の一般会計繰入金を合わせた分が大体同じ63億円位の金額になっており、一般会計繰入金の部分と、保険税の部分でその納付金を払えるだろうというような試算ができていますので、財政上の仕組みとしてはそれで合っているのかなと思っております。

ただ、先ほどからご指摘がある保険税率が本当に、それに見合った保険税率かどうかというところは甚だやはり私どもも、これは他の市町どもも、少し疑問は持っておられるところはあります。

(事務局) 資料13ページの運営方針(案)の概要1の国保の医療費・財政の見通しというところなんです。財政収支の改善に係る基本的な考え方というところで今、課長が申し上げた保険税率の適正な設定等による収支均衡又は黒字化ということで、広域化の意向に伴う考え方が基本的には収支均衡がいはずだというのが大前提というように考えているということを示していると思われま。

(会長) これまでの県の説明を聞いてますと、医療費が納付金と、今までだったら宝塚市が払う医療

費を宝塚市の保険税で賄ったらよかったですね。だけどこれを全県にやるとしたら、まあ大阪府は、標準保険税率みんなこれで来年度徴収しますと。で、それぞれの全医療費を組んで支出しますと。そういうふうになってるんですね。だけど、それは決して個々の保険者である市町村にとってはよくない。なぜならば、医療費、そこでかかった医療費が全県並みになると、一生懸命医療費を節約している市町村は今までよりもたくさん支出することになりますね。ですから、納付金の計算に用いる医療費はちょっとどこで調整しているかわからないんですけども、医療費が宝塚市は少ない分だけ、一人当たりの医療費を見て少ない分だけ納付する金額が減らされるということです。そういう要素が一つ。

それからもう一つは、保険税を納付する、保険税は、同じ所得の方だったら県下全て同じにしなくちゃいけないというのが、これは統一されると思うんです。そうすると宝塚市は今まで所得が高かったから低い保険税率ですんだのだが、県平均にしたら県の他の貧しい市町村と同じように保険税を払ってくださいっていうことになると、その分では納付する保険税を高くしないといけない。まあそういう調整を納付金と標準保険税で調整しているような感じです。

だからどうやって計算しているかはわからないですが、そういった納付金の考え方はやっぱりそういうことが入ってるのではないかと。特別納付金というのがあって、特別納付金の方でいろんな保険者努力等を調整していくということだと思っただけなんです。ですから、これだけ納めてくださいってというのがそれに合わせて上がっていく。それを賄うような保険税で標準保険税率を参考に決めてくださいっていうふうになってるんですけど。宝塚市としての財政努力というのは今後は一人当たりの医療費を低くするという努力と、特別交付金がきちっともらえるような対策を毎年、毎年チェックしてやっていくということが必要になってくる。そこしか、保険者としての努力、生きる方法はないというか、そういうところで力を発揮しなければならない、そういう状況になるのではないかと思いますね。

ですから、来年度の予算を保険税どうするかということはある程度、決められていくので、これからは特別交付金の出入りがどうなっているかということを見ながら、今、宝塚市でどういう事業がきちっとできているかっていうことをきっちり監視していかなければいけないということになるのではないかなと思います。先ほど今後どうするか。どうやって運営協議会として責任が果たせるかっていうことになるんですけども。どうですか。

(事務局) 先ほどの9ページの表でございます。確かにお話をいただきました、特別交付金の部分で、右下に私が最初に説明させていただきました、納付金から特別交付金を引いたものが保険税に転嫁しますという関係になってますから、もちろん特別交付金の額が大きければ保険税を抑えることができるという仕組みになります。

で、お話にありました、その特別交付金、左側の真ん中にありますが、保険者努力支援制度ということがございます。これは例えば、健診率のアップであるとか、独自の保健事業をしているかですね。それから収納率の向上に寄与しているとかです。いろんなメニューがございます。そういったメニューの中で、兵庫県に一旦入ってきます交付金の中で、優先順位が、これはまあポイント制みたいなものなんです。結局それが高くなってきましたらもちろん宝塚市に入ってくる額が大きくなると、それが例えばこれをやることの実績が来年度のその納付金からこれを引いたものが保険税にはね返るので、その効果が大きければもちろん保険税の低減に繋がるということにはなりますので、今後、これから運営方針の説明もさせていただく予定にはしておりますけれども、その中でも、特別交付金に関してどうやっていくというところの部分、その辺はご意見をいただきたいかと思っております。

(会長) いかがでしょうか。

(委員) 特別交付金の規模と標準保険税率との差は先ほど2%の所得割率とかがまあ今回、自分で負担しているっていうお話なんです。その負担を補うだけの特別交付金の金額があると思っ
ていいんでしょうか。特別交付金がもしもらえるとしましょう。現時点で特別交付金はどれぐ
らいの規模の金額をもらっているのか。

(事務局) 特別交付金の額につきましては、6ページの県支出金の中から、いわゆる保険給付費って
いうのが普通交付金にあたるもので、その差が、4億4,800万円ということでありまして、
これが特別交付金部分ということで予定されているものです。

歳入の169億600万円から歳出の164億5,800万円を差し引いた額です。

- (委員) そしたら4億円相当のものというのは、場合によって、今回、下回っているから県より若干、今までのやり方でやっていくということ、県の税の徴収した金額というのは、もし仮に県のおりでやった場合と今回、今までの宝塚市でやった場合の差額の金額があると思うんですね。その金額っていうのは、この4億円を賄えるぐらいのものなんですか。
- (事務局) 約5億円ぐらいという分。
- (委員) 特別交付金をたくさんとれば、場合によっては県と同等のやり方でやってもいいということですか。
- (会長) 今まで保険者努力って各保険者がやったら医療費が下がったりするので努力したんですけど、今度は財政が県にいったから、そういう交付金をつけて頑張ったところは保険税をちょっと下げられますよという、そういう仕組みになっているということで理解していいのか。
- (事務局) はい。
- (委員) その保険者努力支援制度のことなんですけれども、それは具体的に保険税が下がりましたとか、受診率が上がりましたとかそういう数字のいろんなメニューがあるということですか。その数字について教えてほしい。
- (事務局) これは国の方から、保険者努力支援。実は今も、28年度とか29年度の前倒し分ということで、交付金の中にそういった項目がございます。これを広域化にすることによって、そのポイントを少し、例えば点数を増やして、その部分を、まあ言えば幾ら払いますというような形に点が足されるもの。ちょっと点数に対して幾らっていうような見方が具体的にはわかりませんけれども。例えば県内上位何位に入れば何点つきますよとか、そういうようなものが、メニューとしていろいろございますので、そういった部分が、物差しになるというふうになっております。
- (委員) 市が独自に例えば健康づくりメニューであるとか、そういうものを考えていくとかそういうものも評価される。そういうものがあるのか。
- (事務局) 13ページの表で見ますと、例えば3番の保険税の徴収の適正な実施のところではいきますと、こういった取り組みをそれぞれ、やってるかどうかというところで点数がつくところもあれば、率によって加算されるところもあるというところがございます。
- それから5番の医療費の適正化の部分でも、例えば重複頻回受診の部分であるとか、生活習慣病重症化予防の推進など、こういった部分とかは、特にこういう点数の、対象となってるふうに聞いています。
- あとは、下の方の7番の、地域包括ケアの推進におけるアプローチの部分とか、そういった部分なんかもその努力支援制度の、ポイントというふうな形で、メニューとして盛り込まれておりますので、いろんなさまざまなメニューの中でいかにポイントをとっていくということです。その点数を増やしていけるかということが、努力支援制度の優先順位を上げていくようなところに繋がっていくというふうに考えられます。
- (委員) これは国全体の話なのか。
- (事務局) 国の方から出ております。
- (会長) 既に今まで大体やってるんですよ。例えば収納率だったらこういう状況ですと、だからそれはポイントにしてね、それが今度、交付金として見える化する訳ですけども。見える化しなくても今、宝塚市はこれの中で、例えば医療費適正化対策でどの点が得意ですか。どの点が力不足ですか。そういうことをこれからしっかり把握して、きちっとやっていかないといけないということなんですよ。だからこれをその都度、毎年度これだけできました。ここが足りませんからこういうことをしますっていうことをこれから議論しないともうダメだ。今まではやらなかった訳ではないですけどもね。特に宝塚市は保険税をどうするかっていうところで、いつも議論してますけれども。これから益々これをこの点でこの点についてこうしてます。前回こうだったけど、今年は成績が落ちましたとかね。そういうことをきっちりやっていかなくてはいけないんじゃないんですか。
- (事務局) 一応28年度の、前倒し分のフィードバックということでいただいている数字だけで申し上げますと、兵庫県内では41中、16位ということでいただいております。
- (会長) 何についてですか。
- (事務局) 努力支援制度で、指標は11項目ございます。先ほどのがん検診の受診率や糖尿病の重症化

予防の取り組み実施状況・ジェネリック等の推進の関係でそういったようなメニュー等がございます。

あとは追加されるものとして固有目標としましては、データヘルス計画の実査定状況であるとか、収納率向上に対する取り組みというようなことなど、そういったメニューが、指標化されているというふうになっております。

この辺に関しましてはまた、運営方針の内容が出るときに合わせて、こういったメニュー、こういったものがあるかというのは今度、本協議会でお示しさせていただこうと思っておりますので、またそのときをお願いしたいと思います。

議題2 その他について

(事務局) それでは、次回以降の日程についてご説明をさせていただきます。日程につきましては、先日、事務局からお伺いをさせていただきました。非常にお忙しい中、皆さんの結果をいただきまして、出席の多かった意見で日程を考えております。

次回についても、当初は12月18日を予定しておりましたが、整いにくいということで12月15日に変更したいということで通知を発送させていただき予定でした。今回、今回の議題で予定しておりました県の運営方針が、今月上旬か中旬の公開になりそうだとということで、その辺の準備も整わないということもありますので、できましたら次回12月の開催は見送らせていただきまして、1月5日のときに、その旨の説明をさせていただきたいというふうを考えております。

一応、場所につきましては本日と同じ特別会議室を予定しておりますので、お願いしたいと思います。一度日程につきましてはご報告ということになっておりますのでお願いいたします。

(会長) 12月15日というふうに案内していたと思いますけれども、その12月15日は見送るといふことにしてよろしいですか。特にそれでよろしければそうさせていただきたいと思います。

(委員) 今の日程のことですが、今日の会議の中で言っておりました諮問をすべきだという。仮に、そうしていただくのであればその日程でもいけるんですか。別にもめることはないと思うが、現行どおりこれ言いたいんですが、いかがでしょう。協議会の方針は。

(会長) もう皆さん納得していただいていますから、すぐに返事と言いますか、その協議会は諮問していただけたと思いますけど。

(委員) やっぱり必要だったと思います。

(事務局) 1月5日に、ほとんどご議論はもうおすみのようですので、諮問という形は、先ほどのお話もありましたとおり、1月5日の日に諮問という形を一旦させていただきまして、次、1月15日までには10日程しかございませんが、そこで答申をいただくという形でよろしければそうさせていただきたいと思います。

それ以外にも予定しておりますものとしましては、先ほどの運営方針の説明であるとか、データヘルス計画の報告の予定を考えておりますので、そのあたりは今日も諮問のお話もございましたので、合わせて調整させていただきまして、1月5日と1月15日の審議事項を、調整して、ご連絡させていただきます。

(会長) 先ほど、質問した宝塚市がやっている医療費適正化あるいは保険者努力の取り組み等の状況の説明をしてください。

それでは以上で運営協議会は終わりたいと思います。ご議論ありがとうございました。